

「令和元年台風第19号」の被災者の方々に対する
契約者貸付・入院給付金の特別取扱いについて

このたびの「令和元年台風第19号」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉）は、今回の「令和元年台風第19号」の被災者の方々を支援するため、下記のと通りの対応を実施いたします。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

記

①契約者貸付（新規貸付）の利息免除

○新規の契約者貸付について以下のとおりの対応を行います。

対象契約者	災害救助法適用地域（*）に居住し被災された個人保険および個人年金保険のご契約者。ただし、変額保険、変額年金保険は対象外。
金 利	年利 0.0%
上 記 金 利 適 用 期 間	新規貸付日から2020年4月30日まで
受 付 期 間	2019年10月12日から 2019年12月30日まで
その他	利息免除は、書面によるお手続きとなります。 マイページ、提携ATMでのお手続きは除きます。

○利息の免除に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施いたします。

②入院給付金の特別取扱い

＜災害救助法適用地域（*）で、今回の災害によりケガで入院された方への対応＞

○給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所の発行した診療明細書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

○被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

＜災害救助法適用地域（＊）で、今回の災害により必要な入院治療を受けられなかった方への対応（ケガ、病気を含む）＞

○被災地では、病院が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要なお客様が、当初の予定より早い退院を余儀なくされるケースや、入院できずに自宅・避難所等で療養されるケースが想定されます。このような場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

（＊）「令和元年台風第１９号」および「令和元年台風第１５号」に係る災害救助法の適用地域。

＜①②のお問い合わせ先＞

大樹生命お客様サービスセンター ０１２０－３１８－７６６

受付時間：平日９：００～１９：００

（土・日・祝日・年末年始（１２／３１－１／３）を除く）

2019年４月１日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

以 上